

令和元年第 7回
総会
7月

白井市農業委員会会議録

令和元年7月5日 開会

令和元年7月5日 閉会

白 井 市 農 業 委 員 会 会 議 録

令和元年7月5日午後4時00分に白井市農業委員会を白井市役所に招集した。

出席委員は次のとおり

会 長	笠 井 行 雄
会長代理	中 村 教 雄
1 番	根 本 孝 一
2 番	岩 井 聡 明
3 番	芦 田 恵 子
4 番	今 井 幹 代
5 番	福 田 孝 一
6 番	内 藤 秀 樹
7 番	宇 賀 義 則

農地利用最適化推進委員の出席は次のとおり

1. 齋 藤 和 博
2. 秋 谷 茂 男
4. 押 田 勝 巳
5. 海 老 原 清
6. 山 崎 雅 巳
7. 伊 藤 治
8. 秋 本 善 久

農地利用最適化推進委員の欠席は次のとおり

3. 川 上 洋

本日の議案は下記のとおり

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について

議案第3号 平成31年度第4次農用地利用集積計画について

報告・協議事項等

(1) 届出等事務局長専決決裁報告について

(2) その他

8月の事前審査会、総会の日程について

- ・申請受付締め切り 7月25日木曜日
- ・事前審査会(案) 8月1日木曜日
第2班 午前9時から 本庁舎2階災害対策本部2
- ・総会(案) 8月8日木曜日
午後4時00分から 本庁舎2階災害対策本部2

午後4時00分委員定数9名中9名出席したので議長が開会を宣言した。

笠井会長 それでは、皆さんこんにちは。

定刻少し前ですけれども、皆さんおそろいということで始めさせていただきます。
本日は大変お忙しい中、令和元年7月定例総会に出席いただきまして、ありがとうございます。

先月の6月に梅雨入りしまして、毎日、天気の悪い日が続いておりますが、健康管理には十分気をつけていただきたいと思います。

また、九州地方では、梅雨入りは関東よりも遅かったのですが、梅雨入りしてから毎日大雨が続いておりまして、各地で崖崩れ、河川の氾濫等、被害が毎日のように、テレビ、新聞等に報道されておりますが、被害を受けられた方々には心よりお見舞いを申し上げたいと思います。

昨年の梅雨明けは、例年なく早く、6月の29日に明けましたけれども、梨の出荷においても、今月の末ごろには出荷が始まろうとしております。

早く梅雨明けしてほしいなと思っているところでございます。

また、きょうは総会終了後に、暑気払いということで予定されておりますので、そちらのほうの参加についてもよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、会議を始めさせていただきます。

本日の出席委員は9名により、白井市農業委員会会議規則第6条の規定により、出席委員が過半数に達したため、これより令和元年7月定例総会を開会します。

次に、本日の議事録署名人を指名します。

議事録署名者は、7番、宇賀義則委員、1番、根本孝一委員を指名します。

説明及び記録を事務局でお願いします。

これより議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。
事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局、川上です。

それでは、1ページをお開きください。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。

下記のとおり、農地法施行令第1条第1項の規定による許可申請がありましたので提出いたします。

令和元年7月5日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

番号1、大字神々廻字西発込、地番1397番1。

地目、現況とも畑でございます。

地積、3,781平方メートル。

権利者は、白井市根 番地の、〇〇〇〇。

経営面積は67アール。

義務者は、白井市神々廻 番地、〇〇〇〇。

事由は、所有権移転、売買でございます。

以上でございます。

笠井会長 ありがとうございます。

次に、先般行われました事前審査会の班長より審査内容の報告をお願いします。

根本孝一委員、お願いします。

根本孝一委員 1班、班長の根本です。

議案第1号について、3条申請にかかわる調査報告を行います。

資料1番です。

当日は、権利者、〇〇さん本人と義務者、〇〇さんの代理人で〇〇さんが出席されました。

申請地は、市役所から北東へ約2キロメートルに位置しております。

申請地の現状についてですが、雑草は生えてはいますが、整地は可能と思われれます。

進入路については、市道から共有道により確保されております。

次に、農地法第3条第2項の許可基準に適合するかについて、報告いたします。
権利者の所有している主な農機具は、トラクター1台、耕運機1台、運搬車1台、
高所作業車3台等、農機具はそろっております。

労働力は、世帯員が5人で、3人が農業に従事しています。

年間従事日数は、250日です。

トマトをつくっており、直売で足りないぐらいになり、技術力もあると思われ
ます。面積要件については、本申請地の取得により、下限面積の50アールを
クリアします。現在耕作する農地は、効率的に耕作しております。

周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保につ
いても、支障はありません。

以上、全ての調査結果から、本案件は農地法第3条第2項の各号には該当し
ないため、許可要件の全てを満たしていると考え、許可相当と判断いたし
ます。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

ただいま事前審査会の班長より審査内容の報告がございましたが、地区
担当員の方で補足説明がございましたら、説明をお願いします。

最適化推進委員の齋藤和博委員、お願いします。

齋藤和博委員 推進委員の齋藤です。

現状の畑については、今は非常に荒れている状態です。

ただ、整地は可能ということで、説明があったとおりではございます。

あと、〇〇さん、権利者の方ですが、一応トマトを今後もやりたいと、
あとソラマメの栽培もしたいということです。

それで、〇〇さんの長男が農業に興味を示しているということで、その
規模拡大と、今現在トマトで直売をやっていますけれども、それで足りない
分を、そこで栽培して販売するというのが、今後の目標であるということ
です。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

事前審査会の報告及び地区担当員の補足説明が終わりましたので、続
いて、質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

押田委員。

押田勝巳委員 推進委員の押田ですけれども、ささいなことなのですけ
れども、従事日数が、この実態という計画書に書いてあるのと、1の7の
資料のほうにある日数が違うのですけれども、資料では350日従事す
るということで、違うほうでは300日となっているし、30日が50日
というのがある子供、これ、どちらで、構わないのですけれども、書
類上

ちょっと。

笠井会長 根本委員。

根本孝一委員 後で出しているのが1の7のほうなのですけれども、これは訂正で、300日が正しいというような話を聞きました。

押田勝巳委員 お子さんのほうは。

根本孝一委員 ○○さんの30日も、50日のほうの、こっちのほうは、また後で出しているのです。正しいのは、1の7に書いてある日数ですというような説明をしていました。

押田勝巳委員 わかりました。

笠井会長 よろしいですか。

押田勝巳委員 はい。

笠井会長 ほかにございますでしょうか。

ございませんか。

内藤委員。

内藤秀樹委員 内藤です。

今の押田さんのことに関連して一つお聞きしたいのですけれども、従事日数300日で、兼業農家というふうには書いてあるのですけれども、それで、お子さんも興味示しているということで規模拡大ということですが、現状はまだ余りやっていないようなので、これで3反歩ふやして、ちゃんとできるのかなというのがあるのですけれども、どうなのでしょう。

笠井会長 齋藤委員。

齋藤和博委員 推進委員の齋藤です。

本人にもそれを話したのですけれども、旦那さんと、ただ、今は、せがれさんも手伝っているような状況だそうです。

ただ、本人は、農業に対して興味を示しているというのも一つ、今後やるような話もちらっとあったのですけれども、それは定かかどうかわかりませんが、一応興味を示しているということで、その辺も含めた中で3反ということになっていますけれども、中身はトマトだけじゃなく、さっき言ったように、ソラマメとか、その辺で時期が重ならない分だとか、その辺で対応したいということだそうです。

内藤秀樹委員 では、現状3反、今後も3反借りても大丈夫という。

齋藤和博委員 本人はそういう話で、意欲的には旦那さんもありまして、ハウスは自分で建てるといことなので。

内藤秀樹委員 はい、わかりました。

笠井会長 ほかにございますか。

よろしいですか。

では、質疑がないようございますので、質疑を打ち切り、これより議案第1号

農地法第3条の規定による許可申請について採決を行います。

許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

笠井会長 賛成全員です。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、許可することに可決します。

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局、川上です。

それでは、2ページをごらんください。

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について。

下記のとおり、農地法第5条の規定による許可申請がありましたので提出いたします。

令和元年7月5日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

番号の1番です。

大字神々廻字東原1905番1、外1件です。

地目、現況ともに畑です。

地積は、合計で1,999平方メートルです。

権利者は、福岡市博多区板付 丁目 番 号、〇〇〇〇、義務者は、印西市浦幡新田 番地 、〇〇〇〇。

申請事由は、転用を伴う所有権移転で、運用目的は資材置き場でございます。

次に、番号の2番、大字河原子字砂久保前217番1。

地目は山林で、現況は畑です。

地積は3,705平方メートル。

権利者は、浦安市港 番地、〇〇〇〇、義務者は、白井市河原子 番地、〇〇〇〇。

申請事由は、転用を伴う所有権移転で、申請目的は駐車場でございます。

以上でございます。

笠井会長 ありがとうございました。

次に、先般行われました事前審査会の班長より審査内容の報告をお願いします。

根本孝一委員、お願いします。

根本孝一委員 1班、班長の根本です。

それでは、1番の調査報告をいたします。

審査資料は2番になります。

当日の出席者は、権利者、〇〇〇〇、〇〇さんの代理で〇〇さん、義務者、〇〇さん本人が出席されました。

まず、立地基準ですが、申請地は市役所から北東へ2.5キロメートルに位置しております。

県道に面しており、進入路は確保されております。

農地区分としては、第2種農地として判断いたしました。

転用目的ですが、現在、のり面工事や地盤改良工事を主体として事業をしております。

東京圏への事業拡大をするために、重機及び社員の通勤車のスペースとして利用したいということです。

次に、一般基準ですが、本申請は駐車場及び工事用重機置き場ということですが、申請面積は1,999平方メートルであり、間口を少し広くとりたいということでありましたので、面積は妥当と思われます。

資金は自己資金で賄う計画で、許可後は速やかに事業に着手するものと思われます。周辺農地への支障ですが、隣地農地所有者からは特に意見はないということです。

以上のことから、立地基準、一般基準とも何ら問題ないものと思われます。

続いて、2番の調査報告をいたします。

審査資料は3番をごらんください。

当日の出席者は、権利者、〇〇〇〇、〇〇さん、義務者、〇〇さんの代理人で〇〇〇〇の〇〇さんが出席されました。

まず、立地基準ですが、申請地は市役所から北へ3キロメートルに位置しております。

進入路は、市道により確保されております。

農地区分としては、第2種農地と判断いたしました。

転用目的ですが、現在、工業団地内の企業への資材の運搬をしているところですが、利便性をよくして効率化するために、駐車場を新たに設けることにしたそうです。

次に、一般基準ですが、本申請は駐車場用地ということですが、申請面積は3,705平方メートルであり、事業との関係においては面積妥当と思われます。

資金は自己資金で賄う計画で、許可後は速やかに事業に着手するものと思われます。

周辺農地への支障ですが、隣地の梨園の方から、人が歩けるようにあけてほしいとの要望があり、1.5メートルほどあけて、メッシュシートというものを立てて境とするそうです。

これらのことから、立地基準、一般基準とも何ら問題ないものと思われます。

以上です。

笠井会長

ありがとうございました。

ただいま事前審査会の班長より審査内容の報告がございましたが、地区担当員の方で補足説明がございましたら、説明をお願いします。

1番について、最適化推進委員の齋藤和博委員、お願いします。

齋藤和博委員

推進委員の齋藤です。

先ほど班長のほうから説明があったとおりののですけれども、本人は、15年前ほどに1,000平米分だけは店舗として〇〇があったのですけれども、なっていたというように、ただ、母親が亡くなるまで気がつかなかったと。

要するに、申請は上げたのですけれども、登記の変更を行わなかったということで、そのままになっていたということです。

それとあわせて、後ろ分の約1,000平米、それもあわせて今回、資材置き場で申請したいと。

本人は、無職で何もやっていないという状況です。

以上です。

笠井会長

ありがとうございました。

2番について、最適化推進委員の秋谷茂男委員、お願いします。

秋谷茂男委員

先日、申請代理人の〇〇〇〇の〇〇さん、それから〇〇さんに話を聞いてきました。

〇〇さん自体、工業団地の中に関連会社がありまして、今は、そちらに車を仮置きしているという状況だそうです。

増車に伴い、今回新たに駐車場を探していたところ、〇〇さんの土地があったそうです。

〇〇さんに関しまして、数年前まで梨を栽培して、この土地も野菜をつくっていたのですが、目の病気をしたそうで、梨もやめてしまい、野菜ももう数年つくっていないそうです。

誰か使ってくれる人がいれば貸したかったらしいのですが、今回、この駐車場に売買するというような形をとるようになったそうです。

以上です。

笠井会長

ありがとうございました。

事務局。

事務局

事務局、谷嶋です。

3番のほうの河原子の土地についての、先ほど班長さんからご説明ございました梨園に隣接する部分のご説明をさせていただきたいと思えます。

事業計画書の隣接農地所有者の意見ということで、上から2段目ですか、当初は、先ほど説明がございましたメッシュシートという予定でしたが、隣接者の要望によりフラットパネルに変更いたしまして、梨園の周りを人が歩けるように、境界から1.5メートル離して設置するように変更いたしまして、隣接梨園の〇〇さんの了承をいた

だきましたということで変更がありましたので、それを報告させていただきます。

笠井会長 一応そういうことですので、よろしくをお願いします。

事前審査会の報告及び地区担当員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

宇賀委員。

宇賀義則委員 農業委員の宇賀です。

2番についてなのですが、先ほど事務局のほうからフラットパネルを設置する、隣地、梨園のほうにフラットパネルを設置するということですが、高さはやっぱり3メートルでよろしいのでしょうか。

笠井会長 事務局。

事務局 事務局、谷嶋です。

フラットパネルの高さは3メートルということです。

笠井会長 宇賀委員。

宇賀義則委員 それに関連してなのですが、隣が梨畑ということで、ここの事業計画書には記載はないのですが、もちろん事業者の農業しているほうの責任ではありますけれども、農薬の飛散の可能性ですよね、こちらについてはご理解されているのでしょうか、今回の申請の方は。

笠井会長 秋谷委員。

秋谷茂男委員 推進委員の秋谷です。

先日、〇〇さんともお話ししたのですが、〇〇さんは農薬の飛散を物すごく心配してまして、今回の駐車場側のほうを網の細かい防災網を張ってあるそうです。

それで、それに向けて、要はトラックにかかって迷惑をかけてしまうということを非常に心配していて、その要望を兼ねて、メッシュシートからこのフラットパネルにかえてくださいと要望を出していたそうなので、それを〇〇さんが、その要望に応えたという形です。

〇〇さんも〇〇さんも、それで両方、了解を得ているということなので問題はないと思います。

宇賀義則委員 わかりました。

笠井会長 ほかにございますか。

ございませんか。

では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第2号農地法第5条の規定による転用許可申請について採決を行います。

1番について、許可相当意見を付して県に進達することに賛成の方は、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

笠井会長 賛成全員です。

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について、1番、許可相当意見を付して県に進達することに可決します。

次に、2番について、許可相当意見を付して県に進達することに賛成の方は、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

笠井会長 賛成全員です。

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について、2番、許可相当意見を付して県に進達することに可決します。

議案第3号 平成31年度第4次農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 事務局、川上です。

それでは、3ページをお開きください。

議案第3号 平成31年度第4次農用地利用集積計画の決定について。

白井市長より、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、別紙のとおり平成31年度第4次農用地利用集積計画（案）の協議がありましたので提出いたします。

令和元年7月5日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

続きまして、4ページは、白井市長からの協議文です。

では、5ページをお願いします。

平成31年度第4次農用地利用集積計画一覧表（案）でございます。

番号の1、利用権を設定する農用地は、神々廻字前田538番、外3件。地目は田です。

利用権設定面積は、合計1,731平方メートル。

設定する利用権は、賃貸借権。

内容は畑作。

期間は5年。

賃料は、合計5,000円。

支払い方法は、直接持参。

利用権を設定する者は、船橋市中野木、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者、市川市南行徳、〇〇〇〇。

経営面積は50アールで、継続でございます。

以上でございます。

笠井会長 ありがとうございます。
農用地利用集積計画の決定については、事前審査会の対象外でございますので、審査班長の報告はございません。
今回は継続ですので、地区担当員の補足説明もございません。
続いて質疑に入ります。
質疑のある方は挙手をお願いします。
ございませんか。
では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第3号平成31年度第4次農用地利用集積計画の決定についての採決を行います。
承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

笠井会長 賛成全員です。
議案第3号 平成31年度第4次農用地利用集積計画の決定について、承認することに可決します。
次に、報告事項に入らせていただきます。
事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局、川上です。
それでは、6ページをお開きください。
報告第1号 専決処分について。
下記のとおり白井市農業委員会事務局規定第6条第6号及び第7号の規定により専決処分したので、これを報告いたします。

令和元年7月5日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

7ページは専決処分書です。

①は、農地法第3条の3第1項の規定による届出です。

その下段、②は農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出です。

8ページをお願いします。

8ページの③は、軽微な農地改良の届出です。

それでは、表紙に戻りまして、8月の事前審査会総会の日程についてです。

申請受け付け締め切りは7月25日木曜日。

事前審査会の案は、8月1日木曜日、担当は第2班、午前9時から、本庁舎2階災害対策本部、この場所となります。

続きまして、総会（案）でございますが、8月8日木曜日、時間は午後4時から、場所は、同じく本庁舎2階の災害対策本部の2でございます。

以上でございます。

笠井会長 本日の議案については全て終わりました。
長時間にわたり慎重なる審議、ありがとうございました。

委員会会議の顛末を記録し署名捺印する。

白井市農業委員会会長

白井市農業委員会議事録署名人

白井市農業委員会議事録署名人